

平成30年度 事業計画

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

1 漁業無線事業

前年度に引き続き、漁船安全情報伝達、小型漁船救急支援システム、漁業無線情報ネットワーク化、漁業無線運用等の事業を継続事業として推進する。

(1) 漁船安全情報伝達事業

漁船の航行及び安全を確保するため、沿岸・沖合・遠洋の漁業に従事する漁船を対象として、漁業指導に関する事項及び漁船の航行・操業の安全に関する情報を全国の漁業用海岸局に提供する漁船安全情報伝達事業を引き続き行い、情報内容の充実や配信システムの安定化を図る。

又、災害時の情報伝達を確保するために、災害時の連絡網の整備及び災害時を想定した訓練等に関する事業を実施する。

(2) 小型漁船救急支援システム事業

小型漁船の操業中の事故や海中転落等の緊急事態を自動的に知らせる無線システムの普及促進を図る。

(3) 漁業無線情報ネットワーク化事業

現在の漁業用海岸局の情報ネットワークを維持し、各局の多様なニーズに対応するため、漁業無線に関する情報の伝達、意見交換、漁種別周波数の運用調整等を低コストでスムーズに行えるウェブサイトの運用を前年度に引き続き行う。

(4) 海岸局等体制強化整備事業

既存船に対するGMDSSの代替措置の担保機能を維持しつつ、漁業用海岸局の再編整備や漁業用海岸局間の業務提携等に関する情報収集や会議の開催等を通じ、各局の実情にあった対策を検討する。

また、沿岸小型漁船が利用しているマリンホーンについて、既設の携帯基地局を引き続き管理運用するとともに、引き続きマリンホーン機器の保守対策を実施し、マリンホーンの今後についての検討を行う。

(5) 漁業無線運用事業

漁業用海岸局及び漁船の船舶局の合理的かつ効果的な運用の確保と秩序ある無線通信体制の維持を図るため、漁業無線における周波数及び通信時間等の合理的な使用について、委員会等により関係規程等に定められた範囲で漁業無線の実態に即した当該周波数の運用上の調整並びに関連資料等の作成を行うとともに、漁業無線に関係する法令、制度について調査研究し、関係官庁及び関係団体に対し建議・請願、意見具申、要請等を行う。

(6) 資格取得支援事業

船舶に設置している空中線電力50W以下の超短波の無線設備の技術操作が可能となる第2級海上特殊無線技士等の資格取得を支援する。

(7) 漁業無線従事者研修事業

漁業無線従事者の資質の向上を図るため、漁業無線に関する技術・運用に関し、会員から要望がある案件について研修会を開催する。

(8) 周知広報活動事業

組織の重要課題である電波法令遵守精神の高揚と違反通信の防止を図るため、各種会合を通じて違反通信防止対策の指導・強化を図るとともに、電波法令遵守月間の設定及びポスターの配布を行う。

また、会報「漁業無線」を発行し会員に配布するほか、漁業無線に関する諸法令の制定、改廃その他必要事項を関係会員に周知、連絡する。

2 その他の事業

(1) 漁業安全情報伝達迅速化事業

水産庁から漁業安全情報伝達迅速化事業に係る事業実施主体(補助事業者)の指定を受けて、本事業の総合的な実施及び調整を行う。

(2) その他

漁業無線等の功労者、優良漁業無線通信士及び優良されt漁業用海岸局等について表彰を行い、叙勲、褒章その他の表彰について候補者を推薦するとともに、選択呼出番号の局別選定、交付等、本協会の目的を達成するため必要な事項について所要の手続きを経て執り行う。

また、漁業無線の発展に寄与するため、関係諸団体との連携強化に努める。更に、会員加入の推進に努める。